

別紙様式第十号(第七十一条第一項第一号関係)

	← 30〔7〕cm以上 →
↑ 20 〔5〕 cm 以上 ↓	金融商品取引業者登録票 (第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業 の別) 登録番号 財務(支)局長(金商)第 号 (金融商品取引業者の商号、名称又は氏名) (加入している金融商品取引業協会の名称)

(注意事項)

- 1 〔 〕内は、営業所又は事務所が無人の端末である場合の大きさとする。
- 2 「第一種金融商品取引業」について、第一種少額電子募集取扱業者であるときは、「第一種少額電子募集取扱業務」と、非上場有価証券特例仲介等業者であるときは、「非上場有価証券特例仲介等業務」と、「第二種金融商品取引業」について、第二種少額電子募集取扱業者であるときは、「第二種少額電子募集取扱業務」と表示すること。
- 3 「投資運用業」について、適格投資家向け投資運用業を行うことにつき法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、「適格投資家向け投資運用業」と表示すること。
- 4 加入している金融商品取引業協会の名称に続けて「加入」と表示すること。
- 5 氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。